

2005年7月15日

北海道知事 高橋はるみ様

| | |
|----------------|-------|
| 十勝自然保護協会会長 | 安藤 御史 |
| ナキウサギふぁんくらぶ代表 | 市川 利美 |
| (社)北海道自然保護協会会長 | 佐藤 謙 |
| 北海道自然保護連合代表 | 寺島 一男 |

「ラリーの環境問題についての再要請」に関する回答要請書

私たち4団体は、5月17日付けで、貴職に対して『「ラリー北海道2005 (APRC)」および「ラリー・ジャパン2005 (WRC)」の環境問題についての要請』を提出しましたところ、5月31日付けで政策部知事室長による経済部および環境生活部からの回答がありました。しかし、それらの回答は、ともに「環境への配慮が主催者の責任において行われる必要があり、適切な対応を求めていく」という主旨でした。

私たち4団体は、6月17日、同日付けの『同・再要請』を道庁担当部門の経済部と環境生活部に持参し、十勝で開催予定の国際ラリーに関する問題点を詳しく説明し、ラリーコースに生息している希少動物について北海道自ら調査したうえで、主催者に指導することを求めました。その際、この『再要請』に対して文書による回答を求めましたところ、貴職担当者からの了解がありました。

しかし、貴職からいまだに回答をいただいております。6月17日付けの『再要請』に記しました3つの事項について、貴職の見解を説明していただけますよう、再度お願い申し上げます。なお、ご回答は、ラリー実施をひかえる今、できるだけ早く、7月29日必着でお願いいたします。

回答送付先 080-0101 河東郡音更町大通10丁目5番地
佐藤与志松方 十勝自然保護協会

ているとのことでした。しかし、北海道の鳥類研究者ら6名が主催者に提出した要請書によると、シマフクロウ保護増殖検討委員はラリーがシマフクロウに影響を与える可能性がある」と指摘しています。また、3月の上記検討会においても、ラリーの影響が懸念されることからコース変更を求める意見が出されたとのことでした。専門家からこのような意見がある中で、貴職が専門家の意見とは異なって「重大な影響はない」と判断した上でラリー実施を黙認するのであれば、絶滅危惧種を守るべき貴職の責任が放棄されることとなります。それはまた、ラリー実施を絶滅危惧種に対するその影響を確認するための実験とする、まことに無責任な対応となります。シマフクロウだけではなく、クマタカやエゾナキウサギについても、同じことが言えます。

したがって、貴職の言われる「重大な影響」とは具体的にどのような内容を指しているのか、貴職は、その定義を明らかにすべきです。また、「重大な影響がない」と判断された根拠について、貴職は、論文や科学的資料などを明示して、公に説明する責任があります。これらの二点について明瞭に回答してください。

4. ラリー主催者は、新得町のコースの環境調査を行い、ラリーコース周辺にシマフクロウやクマタカ、ナキウサギなどが生息していることを知っていたとのことでした。それにもかかわらず、主催者が上記コースを選定したのは、ラリーがこれらの希少動物に影響を及ぼす可能性が低いと結論づけたためと推察されます。しかし、この結論は、主催者が自ら2001年に示した「コース選定の基準」と異なったものであり、その科学的根拠が明らかにされていません。このため、私たち自然保護団体は、主催者に「環境調査報告書」の提出を求めました。しかし、主催者は、当初に示した公言を守らず、この要請を無視したままにあります。

貴職は、主催者による「環境調査報告書」を入手しておらず、また入手する考えがないとの口頭説明でした。新聞報道によると、主催者は自治体には報告書を公開しているとのことですから、環境省はこの報告書を入手し、主催者がどのような理由でラリーコースに選定したかを確認し、必要に応じて主催者を指導する立場にあると考えます。今後も、貴職は、主催者による環境調査報告書を入手する意志がないのかどうか、再度お聞きします。

回答送付先 080-0101 河東郡音更町大通10丁目6番地
佐藤与志松方 十勝自然保護協会

2005年7月15日

環境省自然環境局
西北海道地区自然保護事務所長様

| | |
|----------------|-------|
| 十勝自然保護協会会長 | 安藤 御史 |
| ナキウサギふぁんくらぶ代表 | 市川 利美 |
| (社)北海道自然保護協会会長 | 佐藤 謙 |
| 北海道自然保護連合代表 | 寺島 一男 |

「ラリー北海道 2005 (APRC)」および「ラリー・ジャパン 2005 (WRC)」
の環境問題に関する要請・質問書

私たち 4 団体は、5月17日付けで標記の『ラリーの環境問題についての要請』を環境大臣に対して提出し、5月31日までに回答を求めました。同日、環境省本省から「西事務所から回答させます」、また、貴事務所から「説明したいのでどのような方法がよいか」というそれぞれの電話がありました。それに対して、私たちは「文書による回答」を求め、「面談による説明」を受けることにしました。

6月17日、貴事務所において、河本次長と島影野生生物科長から、5月18日付けの環境大臣あての要請に対して口頭で説明・回答をいただき、同時に、絶滅危惧種の生息地でラリーが行なわれる問題について話し合いました。

この話し合いの中で貴職に要請した事項、そして新たに生じた疑問について、以下に述べますので、必ず文書によってご回答くださいますよう、宜しくお願いします。回答は、ラリー実施をひかえる今、できるだけ早めに、7月29日必着でお願いいたします。なお、本件に関する他の行政機関からは、すべて文書による回答をいただいていることを申し添えます。

記

1. 貴職は、3月に開催されたシマフクロウの保護増殖検討委員会における意見を主催者に伝え、コース変更を検討するように申し入れたとの口頭説明がありました。ラリー主催者は、この申し入れについて、どのような理由でどのような判断をしたのか、貴職は、主催者に問い合わせ、その回答を私たちにお知らせいただけますよう、改めて要請します。

2. 貴職は、2003年に新得町のコースをラリーに使うことを把握していたとの口頭説明がありました。その時点で、ラリー実施がシマフクロウへ重大な影響を及ぼすことが推測できたにもかかわらず、貴職は、シマフクロウ保護増殖検討委員会委員の意見を聞く、主催者に説明を求める、その他の対応をしておりません。その理由を明らかにしてください。

3. 貴職は、現段階において、ラリーがシマフクロウに重大な影響を及ぼさないと判断し